

米山学友ホームカミング制度のご案内

<http://www.rotary-yoneyama.or.jp/scholar/homecoming.html>

学友ホームカミング制度は、活躍する学友(元米山奨学生)をロータリー地区に里帰りさせ、旧交を温め、その成長と活躍振りをアピールしてもらうための制度として2008年度に設立しました。海外在住および日本在住の学友が対象となります。

原則として世話クラブからガバナー事務所に申請し、地区での審査を経て毎年度、各地区1名を決定します。学友の来日にかかる費用として、米山奨学会から上限 25 万円が補助されます。地区が誇る学友を1人でも多く見だし、米山奨学事業の意義を広めると共に、学友との絆を深める制度としてご活用ください。

応募条件	<ol style="list-style-type: none">(1) 顕著な活躍が認められ、<u>母国をはじめ日本や世界で活躍する学友</u> 対象：海外在住 または、日本国内で出身地区以外に在住していること(2) 学友を地区に里帰りさせることにより、多くのロータリアンに留学生支援の意義と成果を伝えることができること(3) 学友の里帰りが個人的な交流に終わらず、世話クラブや地区米山奨学委員会、ガバナー事務所が連携して学友を受入れること(4) 学友が当制度への参加と協力に関して積極的であること ※学友に、スケジュールと招へい目的、スピーチの目的を明確に伝えてください(5) 招待期間は、最長7日間であること。海外から招待した場合は、特にこれを遵守のこと。 ※海外旅行保険手配の都合上、変更は随時ご連絡ください <p>【米山奨学会における「ホームカミング」とは】 より多くのロータリアンに留学生支援の意義と成果を伝える目的であるため、世話クラブや受入れロータリー地区への里帰りのみならず、出身地区以外の地区を超える招待も「ホームカミング」の対象とする。</p>
申請方法 クラブ→ガバナー事務所→奨学会	<ol style="list-style-type: none">(1) 世話クラブ→ガバナー事務所へ (奨学会の補助費申請書を使用する)(2) 地区役員で審査、そのうち1名の招待を決定し、ガバナー署名・捺印 ※(2)の段階で、招待する学友が最終決定・承認されたこととなります(3) 出身地区以外の学友を招待する場合、地区で招待者を決定後、出身地区に了承を得る。 ※申請書に了承依頼書(所定用紙)コピーを添付(4) 奨学会へ補助費申請書を提出 →補助費をガバナー事務所口座に送金 【補助費申請書4枚】※米山奨学会ホームページ参照 http://www.rotary-yoneyama.or.jp/scholar/homecoming.html
応募締切	<p>①地区内締切 地区行事に合わせて、<u>奨学会締切の前に地区内締切日を設定してください。</u></p> <p>②奨学会への補助費申請締切：実施の1か月前にはご提出をお願いします 実施の最終締切は毎年5月末</p> <p>※ロータリー年度に合わせ、ビザ手配や収支・実施報告の提出にかかる日数を予測し、上記日程とします。ただし、国内学友や査証(ビザ)免除国出身の学友を推薦する場合はこれに限りません。</p>

(財)ロータリー米山記念奨学会

担当：栗原・北村・栗原 TEL 03-3434-8681

招待者の 選考・決定	ガバナーを中心に理事、地区米山奨学委員および関係役員など複数の委員によって審査・選考し、招待者を決定する。(1地区、年度毎1名)
補助費	<p>補助額：25万円(各地区とも年度毎1名まで)とする。 対象：学友本人分のみとし、家族の滞在費等は補助費対象外。</p> <p>残金が出た場合は当会へ返金し、不足分は地区・世話クラブあるいは招待する側の役員・委員が責任を持って負担するなど、学友に支払い義務が生じないよう配慮してください。</p>
	<p>送金日：基本的に受入開始の1ヵ月前までに送金</p>
	<p>送金先：申請地区ガバナー事務所専用口座</p>
	<p>補助費の使途：(領収書の添付を必要とする※) ※詳細は別紙「補助費使途と報告書作成について」をご確認ください。</p> <p>(1)交通費・往復航空券代 ※奨学会にて海外旅行保険に加入します 学友の居住地から招待地区が指定するホテル・卓話実施会場までの往復交通費および往復航空券(エコミークラス)。</p> <p>(2)宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内：上限7日間まで実費を支給する。超過分は、補助対象外 ・来日するまで： 出国・帰国に際して必要とされる母国での宿泊費 <p>(3)来日するために掛る諸経費：ビザ申請手数料、母国での交通費など</p> <p>(4)日本での食費：上限7日間を対象とし、超過分は対象外とする</p> <p>(5)その他ホームカミング実施上、適切とみなされる費用 ※制度の性質上、被招待者に対する謝礼は適用されません。 ※ロータリー関係以外のイベントに伴う費用は補助費の対象外です。</p>
会計・実施報告	<p>①「<u>ホームカミング制度補助費収支決算報告書</u>」と②「<u>実施報告書</u>」(所定用紙)を会計担当者または実施担当者が、実施後1ヵ月以内に作成し、<u>ガバナー・理事・米山奨学委員長</u>の署名・捺印後、当会へご提出ください。 補助費の残金がある場合、ご返金ください。 ※返金方法は報告書見本を参照</p>

【地区内の募集例】

1. 学友を招待する行事と日程を設定する。(地区大会、地区協議会、学友セミナーなど)
2. 行事日程に合わせて、地区内の応募締切・審査日程を設定する。(奨学会締切の前まで)

例：世話クラブからの応募締切設定	2011年 7月末
地区での審査(1名を決定)	2011年 8月初旬
米山奨学会への補助費申請	2011年 8月
	2011年 11月 地区大会

3. 実施担当者から、予め、学友と日程を調整し、ホームカミングで招待する目的を説明し、宿泊先手配や移動方法の確認など準備をすすめてください。
また、地区内候補が多い場合、招待できない場合があることを事前に本人に伝えてください。

ホームカミング実施の流れ

<申請の流れ>

実施担当

実施担当者(世話クラブ/地区米山奨学会、地区大会事務局など)が招待候補者を決める

地区へ「補助費申請書」を提出

※地区内の複数クラブから申請される場合もあります

地区

1名の招待者を決定する

奨学会へ「補助費申請書」を提出

※必ず、ガバナー署名・印が必要です
※申請書①～④をそろえて提出してください
※地区での決定が最終決定ですので、奨学会では、招待の可否を決定しません

↓

【奨学会で行うこと】

- ホームカミング関係者へ申請書受領のお知らせメールと提出書類・案内を配信する
- 補助費25万円をガバナー事務所専用口座へ送金する
- 学友あてビザ申請書類の作成・郵送をする
- 海外旅行保険の手配をする

↓

ホームカミング実施したあとに、

実施担当または地区

①実施報告書と②収支報告書を奨学会に提出する。(①②ともにガバナー・理事・奨学委員長の名義と印が必要です)残金があれば返金する。

奨学会へ提出

<学友への連絡の流れ>

実施担当・地区

どの地区行事に何の目的で学友を呼ぶのか、必ず学友にスピーチしてもらうことを関係者内で共有・一致させてください

招待候補の学友に都合を確認し、複数候補がいる時には、招待できない場合があることを学友に伝えてください

学友に招待の決定を伝えてください。

また、

地区大会など大規模な行事に招待する場合は、行事の性格、スピーチ時間やスピーチしてほしい内容・目的を伝えてください

学友と相談のうえ、実施担当側にて、学友の宿泊先、滞在中の移動方法などを予め手配・予約してください。

また、

学友負担分の精算方法なども決めておいてください

<会計留意点>

会計担当者を明確にしておいてください
学友が来日する際に負担した渡航実費などを精算する/補助費を超過した場合、地区とクラブのどちらが負担するかを予め決める/収支報告書を作成する